

京都市業種別団体等活性化支援事業補助金の募集について

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、消費・需要が落ち込んでいる中、各業界の活性化、消費や需要の活性化に資する取組や、個々の事業者が連携して行う販売促進、販路拡大その他需要喚起の取組、経営課題への対応等を支援するため、中小企業等を構成員とする業種別団体等に対する補助金制度を創設しましたので、お知らせします。

1 募集概要

(1) 補助対象者

ア 主たる事務所を市内に設けている又は、構成員の半数以上が市内に本社又は主たる事務所等を設けている中小企業等で構成する業種別団体等(令和2年4月1日以前に設立されたもの)

※法人格のない団体は、設立時又は申請時に構成員が4以上であること。

イ 同一の業種別団体等に属する中小企業等(3者以上)を構成員に含むグループ

(2) 補助対象事業

新型コロナウイルス感染症拡大防止策を十分に講じたうえで、取り組む下表の事業

補助対象事業	補助対象経費 () 内は例示
ア 見本市、展示会及び商談会等の市場開拓に関する事業	①展示・商談会への出展に係る費用(出展料、ブースの装飾費用、運搬経費等) ②業種別団体において、展示・商談会を主催する際の施設使用料、会場警備費用、会場の衛生対策用品等の購入やレンタル等
イ 販売促進又は販路拡大のための事業	販売促進キャンペーンに係る費用(チラシ・ホームページ等の情報発信費用、クーポン券の印刷費等)
ウ 新たな販売手法の導入	業界やグループとして共同で開設するECサイトの構築費用等
エ 売上向上に資するガイドラインの策定又は経営課題解決のための調査研究	①ガイドラインの作成・改訂に係る費用(委託費、謝礼、印刷費等) ②フィジビリティ・スタディ(実行可能性調査)に係る費用等
オ 新商品開発費用	新商品開発に係る費用(材料費、デザイン料など)

(3) 事業期間

令和2年6月1日(月)～令和3年2月28日(日)

※ 見本市、展示会及び商談会等の市場開拓に関する事業(業種別団体主催分)については、令和3年3月21日までとする。

(4) 補助金額・補助率

ア 団体での申請 上限100万円(補助率4/5以内)

※ 団体が見本市等を主催する場合は、上限500万円(補助率2/3以内)

イ 団体等に属する中小企業等(3者以上)を構成員に含むグループ
上限40万円(補助率4/5以内)

※ 先着順での受付ではありませんが、予算の上限に達した場合は、実際の交付額が補助率を下回ることがあります。

※ 本市の他の補助金の交付を受ける(受けた)方は、それぞれの補助金と同一事業については、申請することができません。

(5) 申請書受付期間

令和2年8月13日(木)～令和2年9月17日(木) 当日消印有効

(6) 受付方法

郵送のみ

※ 新型コロナウイルス感染症防止のため、持参での受付は行いません。

(7) 審査結果の通知

申請受付期間終了後に交付対象事業の審査を行い、交付・不交付決定通知書を各申請者に送付します。

(8) その他

記載事項及び関係書類において虚偽が判明した場合は、補助金の返還を求めます。

2 申請郵送先・問い合わせ先

申請書郵送先

〒604-8091 京都市中京区下本能寺前町500-1 中信御池ビル6F
京都市「業種別団体等活性化補助金」事務局 宛

申請書等

申請書等の必要な書類は、ホームページからダウンロードしてください。

▼<https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000273240.html>

※市役所、区役所・支所、出張所等にも置いています。

問合せ先

京都市「業種別団体等活性化補助金」事務局

電話：0570-550-047 (令和2年8月13日開設予定)

(令和2年8月13日から令和3年3月31日まで、午前9時～午後5時(土日祝除く))